



リフレクターキット 取扱説明書

商品番号：09-03-840

- ・このたびは、TAKEGAWA 商品をお買い上げ頂きまして有り難うございます。使用の際には下記事項を遵守頂きますようお願いいたします。
- ・取り付け前には、必ずキット内容をお確かめ下さい。万一お気付きの点がございましたら、お買い上げ頂いた販売店にご相談下さい。

ご使用前に必ずお読み下さい

取り扱い説明書に書かれている指示を無視した使用により事故や損害が発生した場合、当社は賠償の責を一切負いかねます。当製品を取り付け使用し、当社製品以外の部品に不具合が発生しても当社製品以外の部品の保証は、どのような事柄でも一切負いかねます。商品を加工等された場合は、保証の対象にはなりません。他社製品との組み合わせのお問い合わせはご遠慮下さい。商品の御手入れする際にはガソリンやシンナーを使用しないで下さい。変形等の恐れがあります。商品はナンバープレート取り付け角が45度用に設計されています。取り付け角が45度以下の場合はリフレクターステー部を曲げて使用して下さい。曲げ動作を数回繰り返しますと、ステーが折れる恐れがありますので、注意して行って下さい。また、商品取り付けの際には反射部が地面に対して垂直になるように取り付けて下さい。

注意 下記内容を無視した取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性が想定される内容および物的損害が想定される内容を示しています。

- ・作業を行う際は、必ず冷間時（エンジンおよびマフラーが冷えている時）に行ってください。（火傷の原因となります。）
- ・作業を行う際は、その作業に適した工具を用意して行って下さい。（部品の破損、ケガの原因となります。）
- ・製品およびフレームには、エッジや突起がある場合があります。作業時は、手を保護して作業を行ってください。（ケガの原因となります。）
- ・走行前は、必ず各部を点検し、ネジ部等の緩みが無いかを確認し、緩みがあれば確実に増し締めを行ってください。（部品の脱落の原因となります。）
- ・リフレクターの取り付け位置は、地上1.5メートル以下に取り付けて下さい。（道路運送車両法の保安基準、第38条第5項）
- ・リフレクターは車両の中心面上に取り付けて下さい。（道路運送車両法の保安基準、第38条第6項）

警告 この表示を無視した取り扱いをすると人が死亡したり、重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。

- ・走行中、異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停止させ、走行を中止して下さい。（事故につながる恐れがあります。）
- ・作業を行う際は、水平な場所で車両を安定させ安全に作業を行ってください。（作業中に車両が倒れてケガをする恐れがあります。）
- ・点検、整備等を行った際、損傷部品が見つければ、その部品を再使用する事は避け損傷部品の交換を行ってください。（そのまま使用すると事故につながる恐れがあります。）

性能アップ、デザイン変更、コストアップ等で商品および価格は予告無く変更されます。あらかじめ御了承下さい。クレームについては、商品の材料および加工に欠陥があると認められた商品に対しては、商品お買い上げ後1ヶ月以内を限度として、修理又は、交換させて戴きます。但し、修理又は、交換等にかかる一切の費用は対象となりません。正しい取り付け、使用方法など守られていない場合は、この限りではありません。この取扱説明書は、本商品を破棄されるまで保管下さいます様お願い致します。

～ 取り付け要領 ～

1. ナンバープレートステー裏側のナットを緩め、ナットを外します。
2. ボルトにリフレクターを通し、ナットにて仮止めします。
ナンバープレートステー裏側に突起物等が有り、リフレクターが取り付け出来ない場合は、ナンバープレートとステーの間にリフレクターを挟み込む様にして取り付けして下さい。
3. バイク後方から見た時に、リフレクターが保安基準に適合しているか確認して下さい。
4. ナットを締め付け完全に固定して下さい。



～ 商品内容 ～

No.	Description	QTY
1	リフレクター COMP	1

SPECIAL PARTS TAKEGAWA
〒584-0069
大阪府富田林市錦織東三丁目5番16号
TEL 0721-25-1357
FAX 0721-24-5059
URL <http://www.takegawa.co.jp>